

阿波おどりネーミングライツ・パートナー企業募集要項

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、阿波おどり開催経費の財源を確保すること、また、阿波おどりの魅力をパートナーとともに発信することを目的として、演舞場等に愛称をつけることができる、阿波おどりのネーミングライツ・パートナー企業を募集します。

1 対象となる演舞場等

演舞場等	特記事項
藍場浜演舞場	・ 有料演舞場 ・ 二部入替制 ・ 座席数：約 2, 900 席
南内町演舞場	・ 有料演舞場 ・ 二部入替制 ・ 座席数：約 1, 800 席
前夜祭	・ 8月11日のみアスティとくしまで開催（3回公演） ・ 座席数：約 3, 200 席
選抜阿波おどり	・ 阿波おどり開催期間中、あわぎんホールで開催（3回/日公演） ・ 座席数：約 800 席

2 ネーミングライツの期間及び命名権料

(1) 期間

令和4年8月12日から8月15日（前夜祭は8月11日）

ただし、契約締結の日から令和4年12月31日までの間、実行委員会及びパートナー企業は、その所有する情報発信媒体等において、愛称を利用できます。

(2) 命名権料（最低価格・消費税及び地方消費税は別途負担）

藍場浜演舞場	南内町演舞場
5, 000, 000円	5, 000, 000円
前夜祭	選抜阿波おどり
2, 000, 000円	3, 000, 000円

なお、命名権料は、令和4年6月30日までに納付するものとします。

3 ネーミングライツ・パートナーの特典等

- (1) 愛称名看板等の設置（別紙演舞場等掲載箇所事例参照）
- (2) 阿波おどり公式ウェブサイトや見物ガイド等への愛称名の掲載
- (3) 演舞場等内における広告等の配布

(4) 新聞やテレビ等各種メディアへの愛称名の露出、SNSでの発信等

4 阿波おどりが中止となった場合

天災地変、感染症、その他不可抗力により阿波おどりが中止となった場合でも、既に受領済みの命名権料は返金しません。

5 ネーミングライツの内容

- (1) 企業名又は商品名（ブランド名）の愛称を付けることができます。
ただし、元の演舞場等が分かるよう愛称を付けることとします。
（例：藍場浜〇〇〇〇演舞場、前夜祭 presented by 〇〇〇〇）
- (2) パートナー企業は、その所有する情報発信媒体において、ネーミングライツ制度の取組状況を紹介することができます。
ただし、掲載にあたっては、事前に実行委員会事務局までご相談ください。

6 愛称の内容

- (1) 次の各号のいずれにも該当しないこととします。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 個人の氏名、又は意見を広告するもの
 - カ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - キ 誇大、虚偽、誤解等のおそれのあるもの
 - ク 青少年の健全育成にとって有害であるおそれのあるもの
 - ケ その他「阿波おどり」として適当でないと認められるもの
- (2) 愛称について、次の事項に留意してください。
 - ア 契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。
 - イ 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査をした上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、提案企業側ですべて負担、対応するものとし、実行委員会は一切の責めを負いません。

7 愛称を使用した愛称看板等（サイン）

- (1) 愛称を使用したサインについては、別紙演舞場等掲載箇所事例を参照に、色彩等を含め、デザインを提案してください。
- (2) サインは、実行委員会事務局との協議が完了後、実行委員会が発注・施工します。
- (3) サインは、8月1日ごろから設置施工を開始します。

8 募集期間

令和4年5月16日から令和4年6月3日午後5時まで（必着）

9 応募資格

次の(1)から(3)の全てに該当する法人とします。

(1) 次に掲げる業種、業者に該当しないこと

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受けるもの

イ 消費者金融に係るもの

ウ 賭博・ギャンブルに係るもの

エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

オ 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したもの

カ その他広告主として適当でないと実行委員会が認めるもの

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと

(3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由がないこと

10 応募方法

別紙申込書、誓約書に必要事項を記入して、添付書類を添えて郵送又は持参により提出してください。

※ 正本1部、副本6部（コピー可）を提出してください。

※ 応募に係る費用は、応募企業の負担とします。

※ 提出された書類は返却しません。

○ 添付書類

(1) 愛称の設定理由、サインデザイン(任意様式)

(2) 法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書)で3か月以内に発行されたもの

(3) 企業の概要及び過去3か年の決算報告書(任意様式)

(4) 納税証明書（法人市民税及び固定資産税、直近2か年分、コピー可）

11 パートナー企業候補の選定方法

実行委員会が設置する選定委員会において、愛称、応募金額、サイン等について、応募資料等に基づき、総合的に判断し、パートナー企業候補を選定します。なお、選定委員会は、非公開で行います。

12 選定結果の通知及び公表

選定後、すみやかにパートナー企業候補と協議を行い、契約を締結します。

契約締結後は、次の事項について、公式ウェブサイトで公表するとともに、すべての応募者に対し、文書により選定結果を通知します。

- (1) パートナー企業名、代表者名、所在地
- (2) ネーミングライツ金額(命名権料)
- (3) 施設の愛称名

13 注意事項

命名権を取得した場合に、各演舞場等に既に設置している又は設置する同業他社の物品等を撤去することはできません。

14 問い合わせ及び申込書提出先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会事務局

(徳島市経済部阿波おどり観光推進室内)

(担当 西園、笠井)

TEL : 088-621-5233 fax : 088-621-5457

Mail : awaodori@city-tokushima.i-tokushima.jp

(様式1)

令和 年 月 日

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会 殿

所在地
企業・団体名
代表者名

ネーミングライツ・パートナー企業申込書

阿波おどりネーミングライツ・パートナー企業募集要項に基づき、次のとおり応募します。

愛称(案)		
期間	令和4年8月12日から8月15日（前夜祭は8月11日） ただし、契約締結の日から令和4年12月31日までの間、 実行委員会及びパートナー企業は、その所有する情報発信媒体 等において愛称を利用できます。	
命名権料	_____円 (消費税・地方消費税は別途負担)	
申込者 (企業又は団体) の業務内容		
担当者	部署	
	職・氏名	
	電話番号	

添付書類

- 愛称の設定理由、サインデザイン(任意様式)
- 法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書)で3か月以内に発行されたもの
- 企業の概要及び過去3か年の決算報告書(任意様式)
- 納税証明書(法人市民税及び固定資産税・直近2か年分・コピー可)

(様式2)

誓約書

阿波おどりネーミングライツ・パートナー企業募集にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 阿波おどりネーミングライツ・パートナー企業募集要項の「9応募資格」に該当する企業又は団体であること。
- 2 契約期間中は、命名権料を遅滞なく納付すること。
- 3 申込時に提出した書類に記載した事項については、虚偽がないこと。

令和 年 月 日

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会 殿

所在地
企業・団体名
代表者名